

三浦市経済対策利子 補給金交付事業のご案内

事業資金の融資を受けられた市内の中小企業者の皆様を対象に、金融機関に支払われた利子の一部を補給します。

【本事業の対象となる融資】

令和7年10月1日から同年12月31日までに
次の金融機関で受けられた事業資金の融資
※事業内容の説明は、裏面をご覧ください。

【金融機関・電話番号】

- 横浜銀行 三崎支店 : 046-881-2181
- スルガ銀行 三浦海岸支店 : 046-888-4111
- かながわ信用金庫 三崎支店 : 046-882-2222
- かながわ信用金庫 岬陽支店 : 046-881-7777
- かながわ信用金庫 三浦海岸支店 : 046-889-1515
- 湘南信用金庫 三浦海岸支店 三崎支店 : 046-889-1234
- 三浦市農業協同組合 本店 : 046-888-3145
- 日本政策金融公庫 横浜支店 : 045-201-9913

お問合せ先

- ・ 利子補給に関すること・・・三浦市観光商工課
TEL:046-882-1111 内線77440
- ・ 融資に関すること・・・上記金融機関の融資担当

書類提出先

持参の場合・・・三浦市三崎5-245-7 魚市場4階 観光商工課
郵送の場合・・・〒238-0298 三浦市城山町1-1
三浦市観光商工課宛

対象となる方

- ・三浦市内で原則として1年以上引き続き事業を営んでいる（個人の方は1年以上引き続き市内に居住している）中小企業者
- ・市税等に滞納がない中小企業者

対象となる融資

令和7年10月1日から同年12月31日までに指定の金融機関で受けられた事業資金の融資

※借換融資は対象外です。

利子補給期間

借入日から最長6か月

利子補給金交付額

借入金額のうち、1中小企業者あたり合計1,000万円を限度として、当該借入金額に係る補給期間の貸付利子（年率1%以内、上限5万円まで）

申請手続

交付申請書に金融機関が発行する償還予定表及び利息計算書を添付して、令和8年1月15日（木）までに提出ください。

持参の場合：三浦市三崎5-245-7魚市場4階 観光商工課

郵送の場合：〒238-0298 三浦市城山町1-1 三浦市観光商工課宛

交付申請書のダウンロードはこちら



合わせてご利用いただける補助があります

神奈川県中小企業制度融資のうち、**事業振興融資、小規模クイック融資、小口零細企業保証資金、創業支援融資、事業承継関連融資**を受け、神奈川県信用保証協会に保証料を支払った方は、以下の補助事業も利用できます。

制度詳細はこちら



三浦市中小企業信用保証料補助金交付事業

補助率

払込保証料の2分の1、限度額5万円

申請手続

各金融機関（表面参照）にて、融資手続と併せて申請ください。申請期間は保証料の払込日から4か月（創業支援融資は10か月）以内です。

※詳しくは、表面お問合せ先まで連絡ください。